

開発行為添付書類一覧表 ～給油所等＜34条9号＞～

NO.

申請者住所 氏名		代理人 TEL ()		担当: 印
開発区域		農転調整 済・不要		面積 m ²
1	開発許可申請書	省令 別記様式第2 住所、氏名、印、地名地番、実測面積、用途(計画戸数)、施工者、工事着完日、非自己用か否か		
2	委任状 ※1	代理者の資格、登録番号記載		
3	事前協議書	★事前協議を行った場合		
4	事前協議意見書写し	★事前協議を行った場合(担当課押印入りの写し)		
5	申請理由書	申請地の貸借等の明記(貸借、贈与、所有、購入)等		
6	設計説明書 ※2、3	市規制規則様式第1号、付表1(※3)、付表2(※3)		
7	公共施設等の同意書※8	公共施設の付け替え、廃止等がある場合(32条同意等)		
8	設計者の資格 ※6	市規制規則第3号 卒業証明書又は免許証、業務経歴証明		
9	申請者の資力及び 信用に関する申告書 ※4	市規制規則第4号 申請者が法人の場合【登記事項証明書、宅建免許証(写し)、前年度の納税証明書(法人税及び事業税)】、申請者が個人の場合【住民票、前年度の納税証明書(所得税)】資金計画書への記載(自己申告)で可		
10	工事施行者の能力に 関する申告書 ※4	市規制規則第5号 工事施工者が法人の場合【登記事項証明書】、工事施工者が個人の場合【履歴書、住民票】事業経歴書は「宅地造成履歴」欄に記載すれば添付不要		
11	営業計画書	資格証明書		
12	工事の資金計画書 ※4、5	省令別記様式第3・造成・建築費見積、付帯工事費は仮設工事費、道路復旧工事費、その他を算定		
13	土地の全部事項証明書	区域内全て 所有者の住所が現在と相違する場合はそれをつなぐ書類(住民票等)		
14	開発行為の施行等の同意書 ※9	市規制規則第2号 所有者、抵当権者、根抵当権者、その他土地に対する権利者		
15	14(同意書)の本人確認資料	【個人】印鑑登録証明書、健康保険の被保険者証、運転免許証等の写し 【法人】印鑑登録証明書の写し		
16	隣接地主等への周知経過説明書			
17	水利権者の同意	日付、管理者印、区長の意見確認(水利権者がいない場合)		
18	交通量調査	5000台/12時間以上の道路の沿道		
19	現況写真	2枚以上、図面に撮影方向の表示		
20	開発区域位置図	都市計画図(1/20,000)、方位、縮尺、区域朱書、申請地と明記		
21	開発区域現況図	現況図(1/2,500)、方位、縮尺、区域朱書、申請地と明記		
22	公共施設新旧対象図	施設構造図の添付、位置※市規制規則様式第1号付表1～3の対象番号と統一		
23	公 図	縮尺・方位・区域朱書・転記日・転記者・隣地所有者等・公道(茶)・水路(青)の着色		
24	求 積 図	杭の表示、求積表(公共施設・各宅地別)、方位、縮尺、1,000m ² 以上		
25	土地利用計画図	方位、縮尺、隣地境界線からの建物の位置、接道幅、用途、道路幅員(現況・後退・認定番号・種別)、境界線の種別 30m以上の接道、5m以上の出入り口2箇所、道路幅員(7m以上かつ5,000台/12時間以上)		
26	造成計画平面図	方位、縮尺、区域朱書き、区域内の公共施設の位置、擁壁・土留等の位置		
27	造成計画断面図	盛土(赤)、切土(黄)の色別、現地盤高・計画地盤高		
28	構 造 図	擁壁の構造図、構造計算書及び水抜き穴隣接地排水承諾 ※規則第23条(切土2m、盛土1m、切土盛土2mで崖を生じるもの) 現地管理及び完了検査時写真必要		
29	がけの断面図	高さ及び勾配、土質、地盤面		
30	建築物平面図	用途、床面積、平家建 修理工場併設の場合は、床面積75m ² 以下		
31	建築物立面図	2面以上(最高高さ記入)		
32	排水施設計画平面図	給排水計画書、構造図(油水分離、浄化、雑排水)、排水区域、施設の位置、勾配、放流先		
33	排水施設構造図	雑排水槽、排水升、側溝(仕様を明確に)、グレーチング(仕様を明確に)等		
34	給水施設計画平面図 ※2	施設の位置、配管経路、管径、止水栓等の位置		
35	雨水計算書 ※7	雨水計算書に伴う図面、流末水路等の放流断面図		
36	消防水利 ※2	都市計画図(1/2,500)、既設消火栓の位置(半径120m等の円)、管網の図 新設の場合: 防火水槽の構造図、新設消火栓の位置図、標識設置箇所の表示		
37	樹木の保存、表土の保全 ※6	現況図、計画図、断面図		

※1 申請者自らが手続きを行う場合(代理人を立てない場合)は添付不要

※2 自己の住居のための開発行為の申請の場合は添付不要

※3 公共施設等が含まれていない場合には添付不要

※4 自己の住居又は自己の業務のための開発行為の申請で、開発区域の面積が1ha未満の場合は添付不要

※5 収支計画の支出のうち、工事費及び付帯工事費の額の合計が100万円未満の場合は、不要(市規制規則第4条)

※6 開発区域の面積が1.0ha未満の場合は添付不要

※7 開発区域の面積が0.1ha未満の場合は添付不要

※8 事前協議を行った案件については、協議書を締結したことをもって同意を得たものとする

※9 法第29条の申請のみ添付